

令和2年度第1回北部地域保健医療・地域医療構想協議会（地域医療構想調整会議）
配布資料等説明要旨

1 会長、副会長の選任について

- 今年度の協議会委員は、委員名簿のとおり37名を選任しております。
協議会設置要綱第6条第2項により、過半数の出席で会議が成立します。また、協議会設置要綱第4条により任期は2年となります。
- 令和2年度第1回の協議会は、令和2年5月31日で前任委員の任期が満了しましたことから、会長・副会長の選任が必要になります。
- 「次第 1 会長・副会長の選出」でございます。協議会設置要綱第5条に基づき、委員の皆様の互選により、会長及び副会長を選出いただくこととなります。
- 今回は、事務局から御提案を申し上げます。北部圏域の副次圏を勘案し、引き続き、熊谷市医師会長様に会長を、本庄市児玉郡医師会長様に副会長をお願いしたいと考えております。
- 異議がなければ、別紙の「異議なし」に○を、異議がある場合は、別紙に意見を記載をしてください。

2 議題 熊谷市内における有床診療所の整備について（資料1）

- 今般、熊谷市に2床の有床診療所の開設を希望している医師から相談がありましたので議題とします。
- 診療所に病床を設置する場合は知事の許可が必要ですが、地域包括ケアシステムの構築のために必要な病床（在宅療養支援診療所、看取り機能など）等の場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認めるときは、例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっています。（医療法施行規則第1条の14第7項：参考資料1）
- また、本県では、地域医療構想協議会における協議の結果を、医療審議会に報告させていただくことになっています。（有床診療所の届出に関する指導要綱第4条：参考資料1）

- この医療機関から提出された計画の概要は次のとおりです。

<医療機関の概要>

- ① 名称：県西在宅クリニック熊谷（仮称）
- ② 所在地：熊谷市村岡307-1

<増床の概要>

- ① 計画病床：2床
- ② 診療所及び病床の概要

このクリニックでは、末期がんや加齢等により通院が困難になった方等に訪問診療を行い、PCAポンプを用いた疼痛緩和療法や輸血療法、腹水・胸水穿刺排液などを行う。また、終末期には看取りも行う。

病床では、これらの方が様々な事情により在宅療養が困難になったときに、一時的に入院できるようにし、必要な診療を行う。

こうした対応により、地域包括ケアシステムの構築のため必要な役割を担っていく。

- ③ その他

病床数の積算根拠や医療従事者の確保については概要書のとおり。

- なお、以上の増床の内容は、「有床診療所の届出に関する指導要綱」（県医療整備課作成）における「有床診療所の届出に関する資格審査基準1」の中で、「医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の適合基準に該当していると考えられます。

※ 地域包括ケアシステムについては、参考資料2を参照してください。

3 報告事項 病床機能の転換について（資料2）

- 熊谷市の埼玉慈恵病院において、療養病床から地域包括ケア病床への病床機能の転換がありましたので報告します。
- 今回の病床転換については、平成30年度第2回の本協議会において、当該病院の2025年の病床ごとの病床数及び4階病棟の将来の方向性として報告され、了解を得ています。
- 厚生労働省通知では、地域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、各医療圏の地域医療構想調整会議において協議することとされているため、本協議会で報告するものです。

○ この病院の転換の概要は次のとおりです。

1 病床機能転換の概要

○変更前 療養病床30床、地域包括ケア病床※20床、急性期110床、計160床

※ 参考資料2参照



療養病床30床を地域包括ケア病床に転換

○変更後 地域包括ケア病床 50床、急性期110床、計160床

2 今後の役割の変更

これまではケアミックス病院であったが、今後は急性期病院として、さらに救急を積極的に受け入れていく。

3 その他

医療従事者や院内の設備等についての変更点はない。

埼玉県地域医療構想では、2025年において回復期の病床（地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床）の不足が推計されています。本地域においても慢性期や急性期の病床が充足する一方で、回復期については828床の不足が推計されています。